

平成25年第4回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	平成25年度石川県一般会計補正予算（第2号）	1
議案第2号	平成25年度石川県公営競馬特別会計補正予算（第1号）	9
議案第3号	平成25年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）	11
議案第4号	平成25年度石川県立中央病院事業会計補正予算（第1号）	13
議案第5号	平成25年度石川県立高松病院事業会計補正予算（第1号）	15
議案第6号	平成25年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	17
議案第7号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第8号	公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第9号	当せん金付証券の発売について	25
議案第10号	財産の取得について（鶴ヶ丘団地県営住宅建替事業用地）	27
議案第11号	市と町との境界変更について（かほく市と津幡町）	29
議案第12号	石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例について	31
報告第1号	県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について	33
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	35
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	37

議案第 1 号

平成25年度石川県一般会計補正予算(第 2 号)

平成25年度の石川県一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,925,717千円を減額し、歳入歳出それぞれ523,795,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入		△印 減		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		115,700,000	1,500,000	117,200,000
	2 事業税	19,817,000	1,500,000	21,317,000
9 国庫支出金		57,192,806	△ 717,435	56,475,371
	1 国庫負担金	28,207,706	△ 716,076	27,491,630
	3 国庫委託金	1,609,958	△ 1,359	1,608,599
12 繰入金		29,582,387	△ 6,000,000	23,582,387
	2 基金繰入金	29,368,369	△ 6,000,000	23,368,369
14 諸収入		43,324,093	291,718	43,615,811
	6 雑入	3,822,827	291,718	4,114,545
歳入合計		528,720,888	△ 4,925,717	523,795,171

議案第一号 平成二十五年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,156,423	△ 10,020	1,146,403
	1 議 会 費	1,156,423	△ 10,020	1,146,403
2 総 務 費		51,343,840	△ 239,185	51,104,655
	1 総 務 管 理 費	10,940,752	△ 123,700	10,817,052
	2 徴 税 費	33,903,706	△ 70,081	33,833,625
	3 市 町 村 振 興 費	2,867,679	△ 23,156	2,844,523
	5 防 災 救 助 費	2,237,967	△ 12,832	2,225,135
	6 人 事 委 員 会 費	93,099	△ 5,637	87,462
	7 監 査 委 員 費	182,139	△ 3,779	178,360
3 企 画 県 民 費		17,181,497	△ 85,357	17,096,140
	1 企 画 振 興 費	13,206,236	△ 28,751	13,177,485
	2 県 民 文 化 費	3,975,261	△ 56,606	3,918,655
4 健 康 福 祉 費		81,304,889	△ 305,728	80,999,161
	1 高 齢 者 福 祉 費	31,770,388	14	31,770,402
	2 子 育 て 福 祉 費	11,077,547	△ 52,805	11,024,742
	3 障 害 福 祉 費	9,532,993	△ 24,069	9,508,924
	4 地 域 福 祉 費	14,571,392	△ 10,811	14,560,581
	5 健 康 推 進 費	4,837,288	△ 196,044	4,641,244
	6 生 活 衛 生 費	210,145	△ 9,210	200,935
	7 医 薬 看 護 費	9,305,136	△ 12,803	9,292,333
5 環 境 費		3,762,434	△ 8,611	3,753,823
	1 環 境 費	3,762,434	△ 8,611	3,753,823

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商工労働費		29,215,117	△ 20,770	29,194,347
	1 商工費	25,423,864	14,630	25,438,494
	2 労働費	3,700,844	△ 27,841	3,673,003
	3 労働委員会費	90,409	△ 7,559	82,850
7 観光費		12,401,018	128	12,401,146
	1 観光戦略推進費	12,401,018	128	12,401,146
8 農林水産業費		25,957,922	△ 260,114	25,697,808
	1 農業費	5,918,138	△ 93,533	5,824,605
	2 畜産業費	1,514,957	△ 20,000	1,494,957
	3 農地費	7,272,351	△ 64,253	7,208,098
	4 林業費	8,940,436	△ 19,125	8,921,311
	5 水産業費	2,312,040	△ 63,203	2,248,837
9 土木費		76,741,170	△ 241,265	76,499,905
	1 土木管理費	14,509,451	△ 10,720	14,498,731
	2 道路橋りょう費	34,615,151	△ 127,541	34,487,610
	3 河川海岸費	11,800,823	△ 29,501	11,771,322
	4 港湾費	3,246,563	△ 25,251	3,221,312
	5 都市計画費	9,146,625	△ 39,780	9,106,845
	6 建築住宅費	3,422,557	△ 8,472	3,414,085
10 警察費		24,725,095	△ 701,875	24,023,220
	1 警察管理費	22,959,657	△ 701,875	22,257,782
11 教育費		103,626,132	△ 3,047,885	100,578,247
	1 教育総務費	9,644,437	△ 58,174	9,586,263

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小中学校費	58,588,415	△ 2,045,632	56,542,783
	3 高等学校費	25,163,415	△ 568,198	24,595,217
	4 特別支援学校費	7,708,462	△ 375,881	7,332,581
12 災害復旧費		5,593,299	△ 5,035	5,588,264
	1 農林水産業施設 災害復旧費	2,736,644	△ 1,978	2,734,666
	2 土木施設災害復旧費	2,856,655	△ 3,057	2,853,598
歳 出 合 計		528,720,888	△ 4,925,717	523,795,171

議案第一号 平成二十五年石川県一般会計補正予算 歳出

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成25年度道路整備費	平成26年度 平成27年度	2,720,000 ^{千円}	平成26年度 平成27年度	3,715,000 ^{千円}
庁舎管理費			平成26年度	360,000
能登空港管理運営費			平成26年度	39,000
県庁舎総合案内費			平成26年度	9,000
石川四高記念文化交流館運営費			平成26年度	3,000
美術館運営費			平成26年度	28,000
工業用地造成費			平成26年度	360,000
アンテナショップ機能強化 事業			自 平成26年度 至 平成36年度	1,182,000
平成25年度河川整備費			平成26年度	60,000
平成25年度土木施設災害復旧費			平成26年度	300,000
平成25年度港湾管理費			平成26年度	45,000
平成25年度港湾災害復旧費			平成26年度	60,000
兼六園管理費			平成26年度	47,000
金沢城公園管理費			平成26年度	29,000
中央公園、本多の森公園管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	109,000
奥卯辰山健民公園管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	164,000
犀川緑地管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	141,000
北部公園管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	81,000
運転者講習費			平成26年度	82,000
運転免許受付費			平成26年度	20,000
交通指導取締活動費			平成26年度	79,000
白山青年の家・白山ろく 少年自然の家管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	203,000

議案第一号 平成二十五年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鹿島少年自然の家管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	104,000
能登少年自然の家管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	103,000
自然史資料館管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	129,000
卯辰山相撲場・武道館 兼六園弓道場管理費			自 平成26年度 至 平成28年度	128,000
いしかわ総合スポーツセンター 管 理 費			自 平成26年度 至 平成28年度	497,000

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			千円 335,125
	3 農地費		200,000
		県営ほ場整備事業費	200,000
	4 林業費		135,125
		県営林道開設事業費	135,125
9 土木費			2,090,000
	2 道路橋りょう費		1,190,000
		地方道改築費	402,000
		橋りょう補修費	180,000
		交通安全施設費	160,000
		いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業費	137,000
		県水送水管耐震化事業費	311,000
		3 河川海岸費	
	広域河川改修費		500,000
	急傾斜地崩壊対策事業費		120,000
	海岸侵食対策費		140,000
	5 都市計画費		140,000
		木場潟公園整備費	140,000
合	計		2,425,125

議案第2号

平成25年度石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)

平成25年度の石川県公営競馬特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,521千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,849,914千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算」による。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 収益事業収入		千円 10,847,669	千円 10,521	千円 10,858,190
	1 収益事業収入	10,847,669	10,521	10,858,190
歳入合計		11,839,393	10,521	11,849,914

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競馬費		千円 11,839,393	千円 10,521	千円 11,849,914
	1 公営競馬費	11,839,393	10,521	11,849,914
歳出合計		11,839,393	10,521	11,849,914

議案第一号 平成二十五年度石川県公営競馬特別会計補正予算

議案第 3 号

平成25年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)

平成25年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金 沢 港 引 船 管 理 費	平 成 26 年 度	<div style="text-align: right;">千円</div> 23,000

議案第三号 平成二十五年石川県港湾整備特別会計補正予算

議案第 4 号

平成25年度石川県立中央病院事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成25年度の石川県立中央病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成25年度石川県立中央病院事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款 病 院 事 業 費 用	15,696,080千円	△ 36,403千円	15,659,677千円	
第 1 項 医 業 費 用	15,486,742千円	△ 36,403千円	15,450,339千円	

第 3 条 予算第10条を予算第11条とし、予算第 9 条を予算第10条とし、予算第 8 条を予算第 9 条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条中「7,655,109千円」を「7,618,706千円」に改め、同条を予算第 8 条とする。

第 5 条 予算第 6 条を予算第 7 条とし、予算第 5 条を予算第 6 条とし、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医事業務委託費	自 平成26年度 至 平成28年度	521,000千円
庁舎管理等 業務委託費	平成 26 年 度	287,000千円

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 5 号

平成25年度石川県立高松病院事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成25年度の石川県立高松病院事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成25年度石川県立高松病院事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款	病 院 事 業 費 用	2,741,167千円	△ 45,297千円	2,695,870千円
第 1 項	医 業 費 用	2,670,542千円	△ 45,297千円	2,625,245千円

第 3 条 予算第 9 条を予算第10条とし、予算第 8 条を予算第 9 条とする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条中「1,901,630千円」を「1,856,333千円」に改め、同条を予算第 8 条とする。

第 5 条 予算第 6 条を予算第 7 条とし、予算第 5 条を予算第 6 条とし、予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医 事 等 業 務 委 託 費	自 平成26年度 至 平成28年度	312,000千円
庁 舎 管 理 等 業 務 委 託 費	平 成 2 6 年 度	41,000千円

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第 6 号

平成25年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成25年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円	190,000千円	4,730,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円	190,000千円	690,000千円)

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第 1 款	水道用水供給事業費用	5,662,559千円	△ 35,273千円	5,627,286千円
第 1 項	営業費用	5,180,235千円	△ 35,273千円	5,144,962千円
	(債務負担行為)			

第 4 条 予算第 5 条中「500,000千円」を「690,000千円」に改め、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
業務委託費	平成 26 年度 平成 27 年度	31,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 8 条中「590,254千円」を「554,981千円」に改める。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年十一月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

（平成二十六年四月一日における号給の調整）

- 29 平成二十六年四月一日において三十八歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。以下同じ。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の第四条第六項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号給は、人事委員会規則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の二号給、一号給又は一号給上位の号給とする。
- 30 平成二十六年四月一日において三十八歳以上四十歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、人事委員会規則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の二号給又は一号給上位の号給とする。
- 31 平成二十六年四月一日において四十歳以上四十五歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。
- 32 職員の勤務時間条例第二条第二項第一号に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間条例第二条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

33 学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号に規定する育児短時間勤務職員に対する附則第二十九項から第三十一項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

石川県人事委員会の平成二十五年十月十五日付け勧告に鑑み、給与構造改革に伴う昇給抑制の回復措置を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称	指定管理者	指定期間
中央公園、本多の森公園	植宗・吉村グループ 代表者 金沢市材木町19番3号 株式会社 植宗園 代表取締役 植村 章 英 構成員 金沢市八日市二丁目202番地1 株式会社 吉村植木園 代表取締役 中川 茂	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
奥卯辰山健民公園	加賀市新保町カ33番地 株式会社 岸グリーンサービス 代表取締役 岸 省 三	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで

施設の名称	指定管理者	指定期間
<p>犀川緑地</p>	<p>エコ・チーム犀川 代表者 金沢市赤土町ニ152番地1 株式会社 庭芸社 代表取締役 笠井 順二 構成員 金沢市小坂町西111番地1 株式会社 出島グリーン 代表取締役 出島 光希 構成員 金沢市米泉町一丁目37番地 株式会社 伏見園 代表取締役 田中 好秋 構成員 金沢市田中町に35番地 株式会社 松原造園 代表取締役 松原 順子 構成員 金沢市泉が丘二丁目5番17号 株式会社 松村造園 代表取締役 松村 昭一</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>北部公園</p>	<p>加賀市新保町カ33番地 株式会社 岸グリーンサービス 代表取締役 岸 省三</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>石川県立白山青年の家、石川県立白山ろく少年自然の家</p>	<p>白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地 一般財団法人 白山市地域振興公社 理事長 新正 孝</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>石川県立鹿島少年自然の家</p>	<p>金沢市袋島町南193番地 財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 橋本 政人</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>石川県立能登少年自然の家</p>	<p>金沢市袋島町南193番地 財団法人 石川県県民ふれあい公社 理事長 橋本 政人</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>石川県立自然史資料館</p>	<p>金沢市鏡子町リ441番地 特定非営利活動法人 石川県自然史センター 理事長 古池 博</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>

<p>石川県卯辰山相撲場、石川県立武道館、石川県立武道館分館兼六園弓道場</p>	<p>石川県体育協会グループ 代表者 金沢市稚日野町北222番地 公益財団法人 石川県体育協会 会長 谷本正憲 構成員 金沢市森戸一丁目106番地 石川県ビルメンテナンス協同組合 理事長 神林政則</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>
<p>いしかわ総合スポーツセンター</p>	<p>石川県体育協会グループ 代表者 金沢市稚日野町北222番地 公益財団法人 石川県体育協会 会長 谷本正憲 構成員 小松市八幡イ13番地1 公益財団法人 北陸体力科学研究所 理事長 勝木建一 構成員 金沢市森戸一丁目106番地 石川県ビルメンテナンス協同組合 理事長 神林政則</p>	<p>平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで</p>

議案第9号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）の定めるところにより、平成26年度中に当せん金付証券を総額10,500,000千円の範囲内において発売する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第10号

財産の取得について

鶴ヶ丘団地県営住宅建替事業の用に供するため、次の財産を取得する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 財産の種類及び数量
土 地 24,003.20平方メートル
- 2 財産の所在
河北郡内灘町白帆台二丁目405番1 ほか9筆
- 3 取得金額 633,167,300円
- 4 取得の相手方
金沢市幸町12番1号
石川県土地開発公社
理事長 水 岡 弘 行

議案第11号

市と町との境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成26年3月1日からかほく市と河北郡津幡町との境界を次のとおり変更する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 かほく市に編入する区域（面積1,051.23㎡）
河北郡津幡町字御門い86の一部、88の一部、89の一部、90の2の一部、91の1の一部、91の2の一部、92の一部、93の一部、119の一部、129の一部、136から139までの各一部、144の2の一部、155の一部、156の2の一部、158の2の一部、159の一部、161の2の一部、字領家東27の2の一部、28の2の一部、86の一部、89の2の一部
- 2 河北郡津幡町に編入する区域（面積1,051.23㎡）
かほく市多田イ10の一部、11の一部、26の一部、39の一部、40の一部、口2の一部、3の一部、15の一部、16の2の一部、149の一部、ヨ1の一部、2の一部、44の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに口12の地先の道路である公有地の一部、河北郡津幡町字御門い155に隣接するかほく市の水路である公有地の一部

議案第十二号

石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例について

石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十五年十一月二十九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例

石川県災害救助基金条例（昭和三十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条」を「第二十二條」に改める。

第二条中「第三十八条第一項」を「第二十三條」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第一項ただし書中「行なわせる」を「行わせる」に、「その他」を「その他」に改め、

同条第三項中「第二十三條第一項」を「第四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害救助法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第1号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第7号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

平成25年11月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
[Redacted]	石川県県営住宅条例（昭和34年石川県条例第45号）第42条第1項第2号の規定に該当する[Redacted]に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの	金沢地方裁判所

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所 小松支部</p>

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

報告第2号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第8号

損害賠償額の決定について

平成25年8月14日発生の県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年11月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 46,467円
- 3 賠償責任発生の事実

平成25年8月14日午後3時5分頃、加賀市大聖寺耳聞山町86番地8駐車場において、大聖寺警察署警部補野崎寛成の運転する普通乗用自動車[REDACTED]の運転する小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第3号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成25年11月29日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第9号

損害賠償額の決定について

平成25年9月2日発生 of 県有車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成25年11月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目6番3号 モーリス・エンジニアリング株式会社 代表取締役 森 井 博

2 賠償額 342,341円

3 賠償責任発生の事実

平成25年9月2日午前11時40分頃、金沢市大手町1番6号先路上において、金沢西警察署巡查長山田翔の運転する普通乗用自動車が[]の運転するモーリス・エンジニアリング株式会社の小型乗用自動車に追突し、同車に損害を与え、同車に対し1日の通院加療を要する被害を与えたもの